



鳥取県公報

平成 19 年 2 月 6 日 (火)
第 7 8 6 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の 名称等の一部改正 (101) (指導管理室) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (102) (福祉保健課) 2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (103) (米子保健所) 3
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (104) (耕地課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (105~107) (森林保全課) 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (3) (教育総務課) 6
◇ 公 告	鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (森林保全課) 6
	土地収用法による審理の開始 (管理課) 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (集中化推進室) 8
	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 13

告 示

鳥取県告示第 101 号

平成 14 年鳥取県告示第 206 号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

平成 19 年 2 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線で引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																								
<p>2 鳥取県指定代理金融機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th>取 扱 店 舗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社鳥取銀行</td> <td>鳥取市並びに岩美郡及び八頭郡内に所在する本店、支店、出張所及び代理店</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th>取 扱 店 舗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社鳥取銀行</td> <td>日本国内に所在する本店、支店、出張所及び代理店（鳥取県指定代理金融機関の取扱店舗であるものを除く。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	取 扱 店 舗	株式会社鳥取銀行	鳥取市並びに岩美郡及び八頭郡内に所在する本店、支店、出張所及び代理店	略		名 称	取 扱 店 舗	株式会社鳥取銀行	日本国内に所在する本店、支店、出張所及び代理店（鳥取県指定代理金融機関の取扱店舗であるものを除く。）	略		<p>2 鳥取県指定代理金融機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th>取 扱 店 舗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社鳥取銀行</td> <td>鳥取市並びに岩美郡及び八頭郡内に所在する本店、支店及び出張所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th>取 扱 店 舗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社鳥取銀行</td> <td>日本国内に所在する本店、支店及び出張所（鳥取県指定代理金融機関の取扱店舗であるものを除く。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	取 扱 店 舗	株式会社鳥取銀行	鳥取市並びに岩美郡及び八頭郡内に所在する本店、支店及び出張所	略		名 称	取 扱 店 舗	株式会社鳥取銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所（鳥取県指定代理金融機関の取扱店舗であるものを除く。）	略	
名 称	取 扱 店 舗																								
株式会社鳥取銀行	鳥取市並びに岩美郡及び八頭郡内に所在する本店、支店、出張所及び代理店																								
略																									
名 称	取 扱 店 舗																								
株式会社鳥取銀行	日本国内に所在する本店、支店、出張所及び代理店（鳥取県指定代理金融機関の取扱店舗であるものを除く。）																								
略																									
名 称	取 扱 店 舗																								
株式会社鳥取銀行	鳥取市並びに岩美郡及び八頭郡内に所在する本店、支店及び出張所																								
略																									
名 称	取 扱 店 舗																								
株式会社鳥取銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所（鳥取県指定代理金融機関の取扱店舗であるものを除く。）																								
略																									

鳥取県告示第 102 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿 618	あい調剤薬局	米子市上後藤二丁目 3-6	居宅療養管理指導	平成 18 年 12 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社邦輝	米子市西福原五丁目 8-17	でいさーびすほうき	米子市西福原五丁目 8-18	介護予防通所介護	平成 18 年 6 月 1 日
株式会社ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿 618	あい調剤薬局	米子市上後藤二丁目 3-6	介護予防居宅療養管理指導	平成 18 年 12 月 1 日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
有限会社タニノエージェンシー	西伯郡大山町保田 199-1	ひだまりケアプランセンター	米子市二本木 1124-1	平成 19 年 1 月 15 日

鳥取県告示第 103 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 6 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
本町薬局	境港市本町 14-1	平成 19 年 1 月 24 日
稲田聡薬局	米子市日野町 7	平成 19 年 1 月 29 日

鳥取県告示第 104 号

境港市渡町 929-1 渡邊泰良ほか 49 人が共同して行う土地改良事業に係る下大沢地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条において準用する同法第 52 条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成19年2月6日から同月26日まで

3 縦覧に供する場所

境港市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 105 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字篠坂字乳尾奥510から513まで、大字惣地字大谷645の1、649の1から649の3まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 106 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字萩ヶ谷1048の1から1048の20まで、字厚平1049の1から1049の11まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字萩ヶ谷1048の1、1048の16、1048の19、1048の20、字厚平1049の1、1049の2、1049の4から1049の6まで、1049の8から1049の11まで

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字平次郎谷269の3、269の4、269の19から269の28まで、字稗畑345の2、345の29（次の図に示す部分に限る。）、345の30、字向1010の1、字小黒見谷1013の1、1013の2、字五斗代1019の2、1019の5から1019の10まで、字弥長谷1027（次の図に示す部分に限る。）、1027の1、字安郷滝奥1028（次の図に示す部分に限る。）、1028の1、字朔日ヶ平1033の1（次の図に示す部分に限る。）、1033の2、1033の3、字小豆谷口下モ1039の2、字高戸平1040の2、1040の3、1040の8、字隠谷1042の3、字尖り山1047の1から1047の24まで、字菅ヶ谷1053の1から1053の3まで、字入道1054の10、1054の11、字茗荷谷1056の3、1056の16から1056の20まで、字下井手谷1061の1、1061の25

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字入道1054の11（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字左近田192の2から192の5まで、字上総附307、字弥六谷口356、字高田ヶ平ル519の1、字佛谷口707の2、字下ノ谷973の2、字総附1023の3、1023の24から1023の26まで、字吠ヶ谷1084、字滝ノ奥1092、字状ヶ谷1117

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 107 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西伯郡伯耆町大内字見出ノ向式959、字見出1030、字高所1037の1、字高谷1038の1、字奥見出1048、1049
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第 3 号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 19 年 2 月 6 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 19 年 2 月 8 日（木）午前 10 時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準について
 - (2) その他

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成 17 年鳥取県条例第 96 号）第 16 条の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 2 月 6 日

鳥取県農林水産部森林保全課長 嶋 沢 和 幸

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開 発 行 為 を 行 う 土 地 の 所 在 地	開 発 行 為 の 目 的	土地の面積			開 発 行 為 の 工 期	開 発 行 為 の 許 可 年 月 日
				開 発 事 業 区 域 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積		
生山礦業株式 会社 代表取締役 澤田 信介	日野郡日 南町丸山 340-1	日野郡 日南町 丸山、霞 地内	岩石の 採取	14.8023 ヘクタ ール	9.3399ヘ クタール	4.9256 ヘクタ ール	平成 18 年 5 月 8 日 から平成 23 年 5 月 7 日まで	平成 18 年 5 月 8 日
有限会社松建 工業 代表取締役 松川 俊之	鳥取市津 ノ井 610	鳥取市 細見地 内	〃	2.5820 ヘクタ ール	2.4699ヘ クタール	1.3846 ヘクタ ール	平成 18 年 6 月 28 日 から平成 21 年 2 月 26 日まで	平成 18 年 6 月 28 日
株式会社丸福 代表取締役 福吉 正博 牧野 清造	米子市淀 江町佐陀 712-2	西伯郡 伯耆町 父原、三 部、二部 地内	真砂土 の採取	31.5667 ヘクタ ール	31.4125 ヘクタ ール	17.2969 ヘクタ ール	平成 18 年 7 月 6 日 から平成 23 年 5 月 17 日まで	平成 18 年 7 月 6 日
株式会社西日 本鋳業 代表取締役 西村 信義	鳥取市気 高町新町 3-26	鳥取市 有富地 内	岩石の 採取	46.9372 ヘクタ ール	45.1038 ヘクタ ール	33.8343 ヘクタ ール	平成 18 年 7 月 14 日 から同年 12 月 26 日 まで	平成 18 年 7 月 14 日
大蔵建設有限 会社 代表取締役 勝田 達雄	鳥取市青 谷町早牛 22-15	鳥取市 青谷町 大坪地 内	真砂土 の採取	2.2978 ヘクタ ール	2.2543ヘ クタール	1.6208 ヘクタ ール	平成 18 年 9 月 12 日 から平成 21 年 12 月 12 日まで	平成 18 年 9 月 12 日
生山礦業株式 会社 代表取締役 澤田 信介	日野郡日 南町丸山 340-1	日野郡 日南町 花口地 内	真砂土 の採取 及びス ポーツ 施設造 成	14.1261 ヘクタ ール	14.1261 ヘクタ ール	8.0955 ヘクタ ール	平成 18 年 12 月 5 日 から平成 23 年 12 月 4 日まで	平成 18 年 11 月 20 日
中部砂利生産 協同組合 理事長 高力 修一	倉吉市東 巖城町 12	東伯郡 三朝町 大字福 本、福山 地内	真砂土 の採取	17.7406 ヘクタ ール	17.7406 ヘクタ ール	9.8375 ヘクタ ール	平成 18 年 11 月 20 日 から平成 20 年 11 月 19 日まで	〃

株式会社西日 本鉱業 代表取締役 西村 信義	鳥取市気 高町新町 3-26	鳥取市 有富地 内	岩石の 採取	46.9372 ヘクタ ール	45.1038 ヘクター ール	35.2472 ヘクタ ール	平成 18 年 12 月 27 日 から平成 19 年 12 月 26 日まで	平成 18 年 12 月 26 日
---------------------------------	----------------------	-----------------	-----------	----------------------	-----------------------	----------------------	---	----------------------

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 19 年 2 月 6 日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成 19 年 2 月 13 日（火）午前 10 時 30 分

2 場所

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 第 22 会議室

3 件名

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市用瀬町安蔵字宮ノ前地内から同市用瀬町別府字橋向地内まで及び同市河原町佐貫字若桑谷地内から同市河原町佐貫字大星地内まで）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

次に掲げる物品の賃貸借及び保守業務

東部地区納入分

ア	複写機（白黒 低速機）	7 台
イ	複写機（白黒 中速機）	8 台
ウ	複写機（白黒 中高速機）	2 台
エ	複写機（白黒 高速機）	1 台
オ	複写機（カラー 黒低速機）	28 台
カ	複写機（カラー 黒中速機）	1 台

中部地区納入分

キ	複写機（白黒 低速機）	7 台
ク	複写機（白黒 中速機）	2 台
ケ	複写機（白黒 中高速機）	1 台
コ	複写機（白黒 高速機）	2 台

サ 複写機（カラー 黒低速機） 10台
西部地区納入分

シ 複写機（白黒 低速機） 5台

ス 複写機（白黒 中速機） 3台

セ 複写機（白黒 中高速機） 1台

ソ 複写機（カラー 黒低速機） 12台

タ 複写機（カラー 黒中速機） 2台

東、中、西部地区納入分

チ 複写機（広幅機（A0）） 1台

ツ 複写機（広幅機（A2）） 2台

なお、括弧内の「白黒 低速機」等の用語は複写機の処理能力を表すものとし、詳細は、入札説明書（機種区分別・地区別入札台数）による。

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成19年5月1日から平成22年4月30日まで

ただし、平成20年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 納入期限

平成19年5月1日（火）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

複写機1台当たりの月額賃借料及び複写に係る片面1枚当たりの保守料の単価（小数点以下第2位までを記載することができる。）を入札書に記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち事務・OA機器又はリース、レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年2月20日（火）午後4時までに4(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成19年2月6日（火）から同年3月22日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中化推進室

4 入札手続

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局集中化推進室
電話 0857-26-7497

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 19 年 2 月 6 日(火)から同年 3 月 9 日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成 19 年 3 月 5 日(月)午後 1 時 30 分
鳥取県庁第 23 会議室(鳥取県庁第二庁舎 7 階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 3 月 22 日(木)

東部地区納入分

ア 複写機(白黒 低速機)	午前 9 時 00 分
イ 複写機(白黒 中速機)	午前 9 時 20 分
ウ 複写機(白黒 中高速機)	午前 9 時 40 分
エ 複写機(白黒 高速機)	午前 10 時 00 分
オ 複写機(カラー 黒低速機)	午前 10 時 15 分
カ 複写機(カラー 黒中速機)	午前 10 時 30 分

中部地区納入分

キ 複写機(白黒 低速機)	午前 10 時 45 分
ク 複写機(白黒 中速機)	午前 11 時 00 分
ケ 複写機(白黒 中高速機)	午前 11 時 15 分
コ 複写機(白黒 高速機)	午前 11 時 30 分
サ 複写機(カラー 黒低速機)	午前 11 時 45 分

西部地区納入分

シ 複写機(白黒 低速機)	午後 1 時 15 分
ス 複写機(白黒 中速機)	午後 1 時 30 分
セ 複写機(白黒 中高速機)	午後 1 時 45 分
ソ 複写機(カラー 黒低速機)	午後 2 時 00 分
タ 複写機(カラー 黒中速機)	午後 2 時 15 分

東、中、西部地区納入分

チ 複写機(広幅機(A0))	午後 2 時 30 分
ツ 複写機(広幅機(A2))	午後 2 時 45 分

鳥取県庁第 23 会議室(鳥取県庁第二庁舎 7 階)

郵便等による入札書の受領期限は、アからツまでに掲げる借入物品すべてについて、平成 19 年 3 月 20 日

(火) 午後 5 時までとする。

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 3 月 9 日(金)午後 4 時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札説明書に示す方法に従って計算した年間賃借料(以下「年間賃借料」という。)及び入札説明書に示す複写見込枚数に複写に係る片面 1 枚当たりの保守料の単価を乗じて計算した年間保守料(以下「年間保守料」という。)の合計額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として年間賃借料及び年間保守料の合計額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、4 の(6)の入札区分毎に会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で年間賃借料及び年間保守料の合計額の最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した借入物品等に係る平成19年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance business of copying machines,

- a. Black and white low speed machine (East region) , 7 set
- b. Black and white middle speed machine (East region) , 8 set
- c. Black and white a little high speed machine (East region) , 2 set
- d. Black and white high speed machine (East region) , 1 set
- e. Color low speed (black) machine (East region) , 28 set
- f. Color middle speed (black) machine (East region) , 1 set
- g. Black and white low speed machine (Central region) , 7 set
- h. Black and white middle speed machine (Central region) , 2 set
- i. Black and white a little high speed machine (Central region) , 1 set
- j. Black and white high speed machine (Central region) , 2 set
- k. Color low speed (black) machine (Central region) , 10 set
- l. Black and white low speed machine (West region) , 5 set
- m. Black and white middle speed machine (West region) , 3 set
- n. Black and white a little high speed machine (West region) , 1 set
- o. Color low speed (black) machine (West region) , 12 set
- p. Color middle speed (black) machine (West region) , 2 set
- q. Wide format machine (A0) , 1 set
- r. Wide format machine (A2) , 2 set

(2) Time—limit for submission of documents for qualification confirmation : 4 : 00 PM. 9, March, 2007

(3) Time—limit for submission of tenders

- a. 9 : 00AM. 22 , March , 2007
- b. 9 : 20AM. 22 , March , 2007
- c. 9 : 40AM. 22 , March , 2007
- d. 10 : 00AM. 22 , March , 2007
- e. 10 : 15AM. 22 , March , 2007
- f. 10 : 30AM. 22 , March , 2007
- g. 10 : 45AM. 22 , March , 2007
- h. 11 : 00AM. 22 , March , 2007
- i. 11 : 15AM. 22 , March , 2007
- j. 11 : 30AM. 22 , March , 2007
- k. 11 : 45AM. 22 , March , 2007
- l. 1 : 15PM. 22 , March , 2007
- m. 1 : 30PM. 22 , March , 2007
- n. 1 : 45PM. 22 , March , 2007
- o. 2 : 00PM. 22 , March , 2007
- p. 2 : 15PM. 22 , March , 2007
- q. 2 : 30PM. 22 , March , 2007
- r. 2 : 45PM. 22 , March , 2007

(Time—limit for submission of tenders by registered mail: 5 : 00PM. 20, March, 2007)

(4) Contact Point for the notice : Central Processing Office, Bureau of Finances and Accounts, General

Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570
Japan TEL: 0857-26-7497

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年2月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第2種中間検査 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成18年12月1日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | サンセイ株式会社下関工場
山口県下関市彦島本村町三丁目5-1 |
| 5 落札金額 | 30,187,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成18年10月3日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立境港総合技術高等学校
境港市竹内町925 |